

原議保存期間 10 年  
(平成 26 年 12 月 31 日まで)

各管区警察局広域調整部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
各方面本部長

警察庁丁規発第 11 号、丁交企発第 25 号  
平成 16 年 2 月 16 日  
警察庁交通局交通規制課長  
警察庁交通局交通企画課長

道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係事務の運営について  
道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 22 号。以下「改正政令」という。）の趣旨、内容及び事務処理上の留意事項は、「道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う交通警察の運営について」（平成 16 年 2 月 16 日付け警察庁丙規発第 8 号、丙交企発第 20 号）をもって通達されたところであるが、改正政令の運用上の細目的事項については下記のとおりであるので、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、この通達において、「法」とは道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）を、「新令」とは改正政令による改正後の道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）をいうものとする。

## 記

### 1 都道府県公安委員会規則の改正

#### (1) 「道路又は交通の状況により支障がない」及び「公安委員会が定める高さ」

改正政令の施行に伴い、都道府県公安委員会規則で自動車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車並びに一定の普通自動車を除く。）の積載物の高さにその自動車の積載をする場所の高さを加えた高さ（以下「車高」という。）の制限を引き上げる自動車と当該自動車に係る車高の制限の値を定める必要があるが（法第 57 条第 1 項及び新令第 22 条第 3 号八）、この場合において、「道路又は交通の状況により支障がない」（新令第 22 条第 3 号八）自動車に該当するためには、道路を通行しても道路の構造の観点から支障がない自動車であることが必要である。

この点に関して、改正政令の施行と併せて車両制限令の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 23 号）が施行され、道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両については、車高の制限を 3.8メートルから 4.1メートルに引き上げることとされている。このことを踏まえると、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路（以下「道路法上の道路」という。）を通行する自動車の車高の制限については、「公安委員会が定める高さ」（新令第 22 条第 3 号八）は 4.1メ

ートルとし、「道路又は交通の状況により支障がないと認めて定める」自動車は、公安委員会が、道路管理者による道路の指定も踏まえ、車高が4.1メートルの自動車が通行しても道路の構造等の観点から支障がないと認めて定める道路を通行する自動車とすることが適当であると解される。

また、道路法上の道路以外の道路を通行する自動車の車高の制限については、道路法上の道路とそれ以外の道路との連続性を考慮する必要があることから、「公安委員会が定める高さ」は道路法上の道路を通行する自動車の場合と同様に4.1メートルとし、「道路又は交通の状況により支障がないと認めて定める」自動車は、公安委員会が車高が4.1メートルの自動車が通行しても道路の構造等の観点から支障がないと認めて定める道路を通行する自動車とすることが適当であると解される。

なお、都道府県公安委員会規則のモデルは別添のとおりであるので、参考とされたい。

## (2) 道路を定める際の手続

(1) で述べたところから、都道府県公安委員会規則においては、車高が4.1メートルの自動車が通行しても支障がない道路を定めることとなるが、この道路については、従来の9フィート6インチ背高海上コンテナ積載自動車に係る道路の指定の方法を参考にし、運送業界、経済団体、自動車業界等からの対象となる道路の要望を警察庁及び国土交通省において取りまとめ、都道府県警察及び道路管理者への照会並びに都道府県警察と道路管理者との間の協議を経て、警察庁及び国土交通省から都道府県警察及び道路管理者へ対象となる道路を通知し、これに基づき、都道府県公安委員会規則の改正及び道路管理者による道路の指定を行うという方法をとる方向で検討中である。詳細については国土交通省及び関係団体と協議中であるので、協議が整い次第、追って通知する。

## 2 その他

車両制限令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路管理者は、改正後の車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号に規定する道路管理者が指定する道路の必要な地点に案内標識を設置することとしているが、公安委員会は、改正政令の施行に伴い、新たに道路標識等を設置する必要はない。

(公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限)

第A条 道路交通法施行令第22条第3号八の公安委員会が定める自動車は、別表に掲げる道路を通行する自動車とし、同号八の公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

## 別表

路線名	区間
一般国道号	県市町*丁目**番地から 県××市××町*丁目**番地まで
県道号	県市町*丁目**番地から 県××市××町*丁目**番地まで
⋮ (略)	⋮ (略)

## 附則

- 1 この規則は、平成16年3月 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の 県道路交通規則(以下「新規則」という。)別表に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第A条の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のとおり「3.8メートル」とする。